

フラワーモニュメント制作設置等業務委託に係る仕様書

本仕様書は「フラワーモニュメント制作設置等業務委託（以下「業務委託」という。）」の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めたものである。

1 目的

一人一花運動のさらなる推進と南区の魅力発信を行うため、来年（令和8年）3月に開催する花をテーマとした MICE である「Fukuoka Flower Show 2026（以下「FFS2026」という。）」開催の機運醸成と南区が実施する「桧原桜を活かしたまちづくり事業（さくらマルシェ）」を合わせて、「花」をモチーフとしたスイーツ等を提供する「南区フラワーマルシェ」を開催する予定である。

本業務は、「南区フラワーマルシェ（以下「MFM」という。）」及び「FFS2026」開催を象徴するフラワーモニュメントの制作及び設置等をとおして、人と人をつなげ、地域コミュニティをうるおい豊かなものとし、花・緑への興味・関心を生む機会を創出することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3 履行場所

南区役所総務部企画振興課 他

4 設置期間

令和8年3月6日（金）から3月22日（日）まで

5 委託内容

フラワーモニュメント制作について、以下の（１）～（５）について提案すること。

（１）フラワーモニュメント制作

業務委託提案競技実施要領「3 提案限度価格」を超えない範囲内で制作するものとする。

- ① 生花を使用すること（部分的に造花使用することは可）
- ② 高さ 3000mm、横幅 5000mm 程度の範囲内で制作すること
- ③ 数量は自由に設定できるものとする
- ④ フラワーモニュメントの設置及び撤去（運搬等も含む）

※ 設置場所の詳細については契約締結後に協議する

- ⑤ ライトアップなど照明（LED等）器具の設置

※ 施設電源を使用可能

（２）フラワーモニュメントのデザインについて

「MFM」や「FFS2026」の開催趣旨を踏まえた、デザインコンセプトや花装飾のイメージなどについて自由に提案を行い、企画提案書に記載すること。

- ① 本事業の目的（趣旨）をイメージできる配色
- ② フラワーモニュメントの造型
- ③ 生花の種類

(3) フラワーモニュメントの維持管理

設置期間中、定期的に水やりや枯れた花の入替えなど、フラワーモニュメントのメンテナンスを行うものとし、現状維持と安全管理に努めること。

※ 施設水栓を使用可能

(4) 企業のノウハウを活かした自由提案

フラワーモニュメント制作にあたり、以下の内容を考慮に入れた提案をすること。

① FFS2026 開催の機運醸成と市民が楽しめ、SNS 等で情報発信してもらえるような創意工夫

② 子どもからご年配の方までたくさんの人々が参加できる取組み

(5) 実施体制等

本業務を実施するための実施体制やスケジュール、事業実績等を示すこと。

6 成果品

次の成果品を提出すること。

(1) 事業報告書（A4 サイズで製本、打合せ協議録を含む） 2 部

※ 報告書の項目や内容については、事前に南区役所と協議を行うこと

(2) 上記に係る電子データ一式

(3) その他関連資料や作成した電子データ一式（納品方法は発注者と協議すること）

7 留意事項

(1) 事業実施にあたっては、委託業務の趣旨を理解するとともに、「FFS2026」との連携を意識し、方向性を違えることのないようにすること

※ 福岡市（南区総務部企画振興課）と十分協議・連絡をとりながら業務を遂行すること
(参考)

福岡市一人一花運動の専用サイト (<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp/>)

Fukuoka Flower Show 2026 の専用サイト (<https://fukuokaflowershow.com/>)

(2) 業務遂行により知り得た個人情報は、個人情報保護法、福岡市個人情報保護条例、及び別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」に則り、適切に管理すること

(3) 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない

※ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、福岡市の承諾を得ること

(4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること

(5) 本業務で得た成果品については、福岡市（南区総務部企画振興課）に帰属するものとする

(6) 仕様書の内容に疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、福岡市と提案者で協議のうえ定めるものとする

個人情報・情報資産取扱特記事項

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成 23 年福岡市規則第 51 号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第 66 条第 2 項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OA ソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。